

条例公布第2号

宇和島地区広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月2日

宇和島地区広域事務組合

組合長

岡原文彰

予防を推進するため、第 29 条の 3 第 1 項に定める住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第 44 条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(7) _____サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)

(7 の 2)～(15) (略)

予防を推進するため、第 29 条の 3 第 1 項に定める住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第 44 条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(6 の 2) 簡易サウナ設備 (個人が設けるものを除く。)

(7) 一般サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)

(7 の 2)～(15) (略)

附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。